

令和2年度決算に基づく健全化判断比率等について

(単位:%)

財政指標	令和2年度 決算に基づく指標	令和元年度 決算に基づく指標	増減	早期 健全化 基準	財政 再生 基準
1 実質赤字比率	—	—		11.75	20.0
2 連結実質赤字比率	—	—		16.75	30.0
3 実質公債費比率	10.5	10.7	△0.2	25.0	35.0
4 将来負担比率	116.7	125.7	△9.0	350.0	
5 資金不足比率	—	—		(経営健全化基準) 20.0	

【注】該当なしは「—」表示

- 1 平成21年4月から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行されたことにより、平成20年度決算から、財政健全化計画等の策定が義務付けられた。
- 2 早期健全化基準を超えた場合は、自主的な改善努力により財政健全化を図ることになり、財政健全化計画の策定（議会の議決）や外部監査の要求が義務付けられる。また、計画の実施状況を毎年度議会に報告、公表しなければならない。
- 3 財政再生基準を超えた場合は、国等の関与による確実な財政の再生を図ることになり、財政再生計画の策定（議会の議決・総務大臣への協議）や外部監査の要求が義務付けられる。また、地方債の起債について災害復旧事業債等を除き制限を受ける。

1 健全化判断比率について

①実質赤字比率 (%)	—
-------------	---

一般会計等を対象とした実質赤字額の、標準財政規模（人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模）に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要がある。

※令和2年度の白山市の標準財政規模 31, 294, 461 千円 …… (A)

②連結実質赤字比率 (%)	—
---------------	---

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要がある。

③実質公債費比率 (%)	10. 5
--------------	-------

一般会計等が負担する元利償還金などの、標準財政規模に対する比率であり、18%以上となると起債の許可が必要となり、25%以上となると一部の起債発行が制限される。

④将来負担比率 (%)	116. 7
-------------	--------

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標である。この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなる。

[主な将来負担]

- | | |
|--------------------|-----------------|
| (1)地方債の現在高 | 85, 010, 138 千円 |
| (2)債務負担行為に基づく支出予定額 | 346, 915 千円 |
| (3)公営企業債等繰入見込額 | 22, 077, 411 千円 |

(4)組合負担等見込額	9, 274, 819 千円
(5)退職手当負担見込額	6, 199, 505 千円
(6)設立法人の負債額等負担見込額	614, 697 千円
将来負担額の合計	123, 523, 485 千円 (B)

[充当可能財源等]

(7)充当可能基金	5, 500, 105 千円
(8)充当可能特定歳入	9, 390, 321 千円
(9)基準財政需要額算入見込額	79, 904, 487 千円
充当可能財源等の合計	94, 794, 913 千円 (C)

[標準財政規模から控除する算入公債費の額] 6, 686, 305 千円 (D)

$\text{将来負担比率(%)} = \frac{\text{将来負担額(B)} - \text{充当可能財源等(C)}}{\text{標準財政規模(A)} - \text{算入公債費の額(D)}} \times 100$
--

2 資金不足比率について

資金不足比率 (%)	—
------------	---

資金不足比率は、各公営企業ごとの資金不足額の、事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準（20%）以上の場合には、経営健全化計画を策定のうえ、計画的に経営の健全化を図っていかなければならない。

令和2年度決算に基づく財政健全化判断比率等の対象会計等について

■一般会計・特別会計・企業会計

一般会計等	○一般会計	①一般会計	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
	○一般会計等に属する特別会計	①墓地公苑特別会計				
公営事業会計	○一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の特別会計	①国民健康保険特別会計 ②介護保険特別会計 ③後期高齢者医療特別会計	⑤資金不足比率 ※会計毎	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
	○公営企業に係る会計 (地方公営企業法を適用する事業 又は 地方財政法施行令第37条の事業)	法適用 ①水道事業会計 ②工業用水道事業会計 ③下水道事業会計 法非適用 ①工業団地造成事業特別会計 ②温泉事業特別会計				

■一部事務組合・広域連合

- ①白山石川医療企業団
- ②白山野々市広域事務組合
- ③手取川流域環境衛生事業組合
- ④手取郷広域事務組合
- ⑤石川県市町村職員退職手当組合
- ⑥手取川水防事務組合
- ⑦石川県後期高齢者医療広域連合
- ⑧石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合
- ⑨石川県市町村消防賞じゅつ金組合

■地方公社

- ①白山市土地開発公社

※湊財産区特別会計は、財産区会計のため対象外である。